

大保第 52 号
令和 2 年 4 月 13 日

保護者の皆様 へ

大田原市長 津久井 富雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る自主休園のお願い

日頃より本市保育行政に、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、感染状況などから判断し、7 都府県へ緊急事態宣言が発令されました。本市では隣接する那須塩原市において感染者が確認されたことを受け、令和 2 年 4 月 10 日に「第 7 回大田原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を行いました。

これまで、市内保育施設等については、必要な感染予防策を講じることにより保育運営を行ってまいりましたが、更なる感染予防や感染拡大防止のため、仕事を休んで家にいる保護者や自宅等において保育が可能な場合は、自主休園をしていただきますようお願いすることといたしました。利用者の人数を減らし、室内等の人の密度を下げることにより、自主休園に対応できず、保育を必要とする方が利用を続けられる環境を整えることを目的としております。

今回の市からの要請により自主休園する場合は、別紙「自主休園届出書」を事前に在園施設へご提出ください。自主休園をしていただいた場合の利用者負担額（保育料）や給食費についての取扱いについては、裏面をご確認ください。

保護者の皆様には、引き続きご家族全員による咳エチケット・手洗い・うがいを行っていただき、感染予防及び感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

○自主休園要請期間

令和 2 年 4 月 14 日（火）～令和 2 年 4 月 22 日（水）

※上記期間以外の自主休園は、市からの要請とはなりません。

※自主休園要請期間は、今後の状況により延長される可能性があります。延長する場合は改めて、ご連絡をさせていただきます。

【裏面をご覧ください】

○お子様が3歳児～5歳児クラスの場合（認定こども園、幼稚園の満3歳児クラス含む）
幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりませんが、在園施設へ給食費を納めています。給食費については、在園施設からの案内をご確認ください。

○お子様が0歳児～2歳児クラスの場合

【大田原市内在住、市内施設利用者】

自主休園をしていただいた場合、保育料については、利用日数に応じて減免（後日返還）させていただく対応となります。自主休園する場合は、別紙「自主休園届出書」を事前に在園施設へご提出ください。

※4月14日（火）から対応いただける場合は、施設へ休園の連絡後「自主休園届出書」を当日中に在園施設へご提出ください。

【大田原市外在住、市内施設利用者】

自主休園の協力要請は、大田原市長から保育施設等利用保護者へ行ったものとなりますが、保育料については、お住いの自治体により決定されます。本市において、保育料への対応はできかねますが、地域感染拡大防止のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

【大田原市内在住、市外施設利用者】

在園施設の方針は、施設所在地の自治体の判断により決まると思われますが、大田原市在住であることから、本市の自主休園等の要請期間に休園していただいた場合は、保育料について、利用日数に応じて減免（後日返還）させていただく対応となります。該当期間において自主休園する場合は、別紙「自主休園届出書」を事前に在園施設へご提出ください。

大田原市保健福祉部保育課保育係
電話 0287-23-8769